

# ヨット・モーターボート 総合保険



# はじめに

ヨット・モーターボート総合保険はご愛用のヨットやモーターボートに生じる事故から皆様をお守りする保険です。

楽しいレジャーを安心して満喫していただくためにこの保険をおすすめします。

## ヨット・モーターボート総合保険の概要

この保険は、契約船舶が担保地域<sup>(注)</sup>内にある間に生じた下記の損害や費用を補償するものです。

<b>1</b> 契約船舶に生じた損害 船体条項	<b>2</b> 運航中などに第三者に与えた損害賠償責任 賠償責任条項	<b>3</b> 搭乗者の身体に生じた傷害 搭乗者傷害危険担保特約条項	<b>4</b> 搭乗者の遭難の際の捜索費用 捜索救助費用担保特約条項
--------------------------------	---	---	---

(注) 担保地域とは、北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島陸地から200km以内の海域および内陸(河川、湖沼を含みます。)をいいます。

※1 4種類の補償のうち**1**、**3**、**4**については単独でご契約できません。必ず他の種類の補償と合わせてご契約ください。

※2 **1**と**2**をセットでご契約の場合には、保険料が割安になります。

## 保険の対象(保険の目的)となる船舶

- ① 帆走ヨット(トン数を問いません。)
- ② 総トン数20トン未満の非営業用モーターボート  
営業用とは、対価を得て人または貨物を運ぶ場合をいいます。
- ③ 総トン数20トン以上で次の全ての条件を満たすモーターボート
  - ・一人で操縦を行う構造であるもの
  - ・長さが24メートル未満であるもの
  - ・スポーツ、レクリエーションのみに用いられているもの(漁船や旅客船等の業務に用いられないもの)
- ④ 総トン数5トン未満の船舶 ※ただし次のものはトン数を問わず除きます。
  - ・水中翼船
  - ・ホバークラフト
  - ・漁船(釣り船を除きます。)
  - ・作業船
  - ・貨物の運搬を業とするもの

※ 水上バイク(ジェットスキー、マリッジットを含みます。)の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 保険期間(ご契約期間)

この保険の保険期間は原則として1年間となります。契約条件またはセットする特約条項等によって設定できる保険期間が異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ご契約例

### 例1 ヨット

艇 長 : 7.4m  
 時 価 額 : 450万円  
 ご契約される条項 : 船体条項+賠償責任条項+捜索救助費用担保特約条項  
 (保険期間1年・一括払の場合)

	保 険 金 額	自己負担額 (免責金額)	保 険 料
① 船 体 条 項	450万円	10万円	81,000円
② 賠 償 責 任 条 項	3,000万円	1,000円	6,090円
③ 捜索救助費用担保特約条項	200万円	0円	4,010円
合計保険料			91,100円

### 例2 モーターボート

馬 力 : 8馬力  
 時 価 額 : 60万円  
 ご契約される条項 : 船体条項+賠償責任条項+搭乗者傷害危険担保特約条項  
 +捜索救助費用担保特約条項  
 (保険期間1年・一括払の場合)

	保 険 金 額	自己負担額 (免責金額)	保 険 料
①船体条項	60万円	5万円	15,000円
②賠償責任条項	5,000万円	1,000円	7,950円
③搭乗者傷害危険 担保特約条項	1名	500万円	7,450円
	1事故	2,000万円	
④捜索救助費用担保特約条項	100万円	0円	2,580円
合計保険料			32,980円

※ ご契約内容により、次の割増引の適用対象となります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 風水害危険不担保割引(船体条項に適用されます。)  
航行中を除き風水害危険による損害を補償対象外とする場合に適用される割引です。
- 免責金額増額割引(賠償責任条項に適用されます。)  
免責金額を増額する場合に適用される割引です。
- 営業用・業務用割増(搭乗者傷害危険担保特約条項に適用されます。)  
契約船舶の用途が営業用または業務用の場合に適用される割増です。
- 死亡および後遺障害のみ支払特約割引(搭乗者傷害危険担保特約条項に適用されます。)  
搭乗者傷害危険担保特約条項の補償を死亡および後遺障害に限定する場合に適用される割引です。

など

# ヨット・モーターボート総合保険の補償内容

## 船体条項

船体条項のみを単独でご契約することはできません。

賠償責任条項、搭乗者傷害危険担保特約条項または捜索救助費用担保特約条項とセットでご契約ください。

## 保険金のお支払いの対象となる主な事故

契約船舶の保管中、陸上輸送中、けい留中、水上運輸中などに被った偶然な事故による損害を補償します。

たとえば、火災、落雷、爆発、他の船舶との衝突、沈没、座礁による破損、曲損、陸上輸送中の交通事故による損害または運輸中の風水災による損害などがお支払いの対象となります。

## お支払いする保険金

保険金額を限度として次のとおり損害保険金をお支払いします。

① 全損(保険の対象の損害額または修理費が保険価額<sup>(注1)</sup>以上となる場合をいいます。)の場合  
保険価額<sup>(注1)</sup>をお支払いします。

※全損となった場合は、保険価額から自己負担額を差し引きません。

② 分損(全損にいたらない保険の対象の損害をいいます。)の場合  
損害額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。保険金額が保険価額<sup>(注1)</sup>に満たない場合は、次の算式により損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}^{\text{(注2)}}}{\text{保険価額}^{\text{(注1)}}}$$

(注1) 保険価額とは、損害が生じた時およびその場所における契約船舶の価額(時価額)をいいます。  
損害額<sup>(注3)</sup>は保険価額を基準に定めます。

(注2) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額を限度とします。

(注3) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{修理費} + \text{各種費用}^{\text{(注4)}} - \text{修理によって契約船舶全体として価額が増加した場合、その増加額}^{\text{(注5)}} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

(注4) 各種費用とは、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用等をいいます。

(注5) 増加額は、保険の対象である契約船舶のうち、日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた契約船舶ごとにそれぞれ適用します。

- 保険価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払対象となりません。なお、保険価額を超える部分についてはご契約を取り消すことができる場合があります。
- 保険金額が保険価額に満たない場合は、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。

## 保険金額(ご契約金額)

船体条項の保険金額は、ご契約時の保険価額<sup>(注1)</sup>に合わせて設定してください。

契約船舶に定着<sup>(注2)</sup>・装備<sup>(注3)</sup>されている標準機器・装備品、および保険契約申込書に記載された付属機器・装備品は、保険の対象に含まれます。ただし、燃料・食料品・その他の消耗品は保険の対象とすることはできません。

(注1) 保険価額(時価額)算定の際の減価率は保険の対象である契約船舶を新品で購入してから経過年数により下表を基準とします。ただし、その使用頻度、保守管理状況、損耗状況により修正して適用します。

	1年経過	2年経過	3年経過	4年経過
減価率	15%	30%	45%	70%

(注2) ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注3) 契約船舶の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令等に従い契約船舶に備え付けられている状態をいいます。

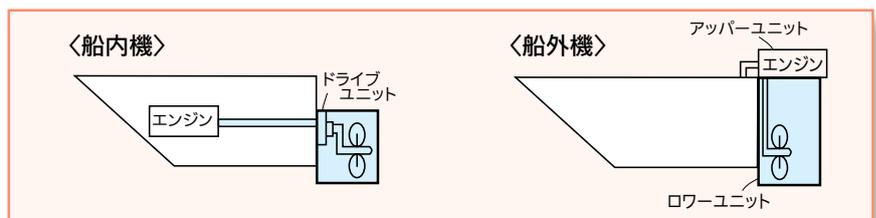
## 保険金のお支払いの対象とならない主な損害

次のような損害は保険金のお支払いの対象となりません。

- ① セール(メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピナーカー、およびストームジブなどすべてのセールをいいます。)およびドライブユニット<sup>(注1)</sup>(船外機についてはローユニット)に生じた損害(ただし契約船舶が全損となった場合は除きます。)
- ② エンジンの焼付によりエンジン(エンジンと一体化した船外機を含みます。)自体に生じた損害
- ③ レース中に生じた損害(公式・非公式を問わず、練習中を含みます。)
- ④ 保険契約者、被保険者などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、内乱、暴動<sup>\*</sup>、核燃料物質の有害な特性による損害  
※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。(以下、同様とします。)
- ⑦ 契約船舶に存在する欠陥、自然の消耗もしくは劣化、または契約船舶の性質によるさび、腐食などの損害
- ⑧ 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼働に伴って発生した契約船舶の電氣的または機械的損害をいいます。)
- ⑨ エンジン(エンジンと一体化した船外機を含みます。)の単独盗難(ただし、艇庫内<sup>(注2)</sup>に保管中または船舶取扱業者に寄託中の損害はお支払いの対象となります。)
- ⑩ 飲酒、麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦中の損害
- ⑪ 航行中、艇庫内<sup>(注2)</sup>の保管中もしくは船舶取扱業者に寄託中以外の洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風等の自然変象による損害もしくはこれらに随伴して生じた損害
- ⑫ テロ行為<sup>\*</sup>による損害(他の条項・特約条項を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎります。)  
※テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。(以下、同様とします。)
- ⑬ サイバー攻撃等による損害(ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害はお支払いの対象となります。)
- ⑭ 詐欺・横領による損害
- ⑮ 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害 など

(注1)ドライブユニット(船外機については、ローユニット)とは、エンジンから出力された動力をプロペラに伝達する機構の総称およびプロペラをいいます。(右図の  の部分)

(注2)艇庫とは、契約船舶の主な保管場所であって、盗難危険および風水災危険に対する防御措置(屋根、外壁および扉)が施されている施設をいいます。



## 保険料例

保険金額別の保険料は右表のとおりです。右表に記載のない保険金額を設定される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(保険期間1年・一括払の場合)

保険金額	自己負担額	保険料
1,000万円	10万円	180,000円
700万円	10万円	126,000円
500万円	10万円	90,000円
200万円	10万円	36,000円
100万円	10万円	18,000円
50万円	10万円	9,000円
50万円	5万円	12,500円

※水上バイク(ジェットスキー、マリンジェットを含みます。)については、上記保険料と異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

# ヨット・モーターボート総合保険の補償内容

## 賠償責任条項

### 保険金のお支払いの対象となる主な事故

契約船舶の所有、使用、管理に起因して生じた偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、被保険者(補償を受けられる方)が第三者に対して負担する法律上の損害賠償責任によって被る損害を補償します。

例えば、運航中の過失により他の船舶と衝突し、相手方に死傷を負わせたり、船舶を破損させた場合、または遊泳者に死傷を負わせた場合などがこれに該当します。

●**被保険者の範囲** —この条項で対象となる損害賠償責任の負担者—

- (1) 保険契約申込書記載の被保険者(記名被保険者)
- (2) 保険契約申込書記載の被保険者(記名被保険者)の同居の親族で契約船舶を使用または管理中の者
- (3) 保険契約申込書記載の被保険者(記名被保険者)の承諾を得て契約船舶を使用または管理中の者  
ただし、船舶取扱業者が業務として受託した契約船舶を使用または管理している間を除きます。

### お支払いする保険金

1回の事故について、次の算式によって計算した額を保険金としてお支払いします。

$$\text{保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{各種費用}^{(注)} - \text{自己負担額}$$

(注)各種費用とは、次の費用をいいます。

- ・損害防止軽減費用(被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用については、損害賠償責任がない場合でも、保険金をお支払いします。)
- ・他人に損害賠償請求を行う際の権利の保全または行使に必要な費用

など

※お支払いする保険金は保険証券記載の1事故あたりの保険金額を限度とします。保険金とは別に訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬などが必要な場合はその実費をお支払いします。

ただし、損害賠償責任の額が1事故あたりの保険金額を超える場合は次の算式によって計算した金額をお支払いします。

$$\text{訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など} \times \frac{\text{1事故あたりの保険金額}}{\text{損害賠償責任の額}}$$

## 保険金のお支払いの対象とならない主な損害

- ① レース中に生じた損害賠償責任(公式・非公式を問わず、練習中を含みます。)
- ② 保険契約者、記名被保険者の故意による損害賠償責任
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性による損害賠償責任
- ⑤ 契約船舶に搭乗中の人または積載物に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害に対する損害賠償責任
- ⑧ テロ行為による損害賠償責任(他の条項・特約条項を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎります。)
- ⑨ サイバー攻撃等による損害賠償責任(ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害はお支払いの対象となります。)
- ⑩ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任
- ⑪ 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害に起因する損害賠償責任 など

## 保険金額および保険料例

賠償責任条項における保険金額とは、事故が発生した際、保険金としてお支払いできる限度額をいいます。対人賠償・対物賠償の区別はありません。

以下に記載のない保険金額を設定される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

**ヨット** 自己負担額 1事故につき1,000円 (保険期間1年・一括払の場合)

艇長	保険金額	標準保険料	船体条項とセットで ご契約いただいた場合の 標準保険料
8m以下	5,000万円	7,140円	6,430円
	3,000万円	6,760円	6,090円
	1,000万円	6,230円	5,610円
8m超～13m以下	5,000万円	12,350円	11,120円
	3,000万円	11,700円	10,530円
	1,000万円	10,780円	9,700円
13m超	5,000万円	16,190円	14,570円
	3,000万円	15,330円	13,790円
	1,000万円	14,120円	12,710円

**モーターボート** 自己負担額 1事故につき1,000円 (保険期間1年・一括払の場合)

馬力	保険金額	標準保険料	船体条項とセットで ご契約いただいた場合の 標準保険料
50馬力以下	5,000万円	8,840円	7,950円
	3,000万円	8,370円	7,530円
	1,000万円	7,710円	6,940円
50馬力超～ 100馬力以下	5,000万円	13,990円	12,590円
	3,000万円	13,240円	11,920円
	1,000万円	12,200円	10,980円
100馬力超	5,000万円	23,710円	21,340円
	3,000万円	22,450円	20,200円
	1,000万円	20,680円	18,610円

※水上バイク(ジェットスキー、マリッジットを含みます。)については、上記保険料と異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

# ヨット・モーターボート総合保険の補償内容

## 搭乗者傷害危険担保特約条項

搭乗者傷害危険担保特約条項のみを単独でご契約することはできません。船体条項または賠償責任条項とセットでご契約ください。

## 保険金のお支払いの対象となる事故

契約船舶に搭乗中、急激かつ偶然な外来の事故により搭乗者がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。(搭乗者傷害危険担保特約条項の保険金額についてはP⑧をご覧ください。)

## お支払いする保険金

### 1. 死亡保険金

上記保険金のお支払いの対象となる事故のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

…… 1名あたりの保険金額の全額

### 2. 後遺障害保険金

上記保険金のお支払いの対象となる事故のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合にお支払いします。

…… 後遺障害の程度により1名あたりの保険金額の100%～4%

### 3. 医療保険金

上記保険金のお支払いの対象となる事故のケガにより医師の治療を要した場合にお支払いします。

…… 平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度に治癒するまでの期間の治療日数に対し、1日につき1名あたりの保険金額の1,000分の1(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては医療保険金を支払いません。)

※1 ご希望により上記1、2のみのご契約も可能です。

※2 1回の事故につき、搭乗者1名に対しお支払いする保険金は上記1、2、3合計で1名あたりの保険金額を限度とします。

※3 1回の事故につきお支払いする保険金の総額は1事故あたりの保険金額を限度とします。

※4 1回の事故につき、搭乗者1名ごとの保険金の合計額が、1事故あたりの保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を、搭乗者1名あたりの保険金として支払います。

1事故あたりの保険金額

×

搭乗者1名ごとの保険金の額  
搭乗者1名ごとの保険金の合計

=

搭乗者1名あたりの  
保険金の支払額

## 保険金のお支払いの対象とならない主な損害

- ① レース中に生じた傷害(公式・非公式を問わず、練習中を含みます。)
- ② 日射、熱射または精神的衝動による身体の障害
- ③ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人について生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人について生じた傷害
- ⑥ 被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で、契約船舶を操縦しているときに、その本人について生じた傷害
- ⑦ 平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病(丹毒、たんどく 淋巴腺炎、りんばせんえん 敗血症、はいけつしょう 破傷風など)
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害
- ⑨ 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性による傷害
- ⑩ 契約船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって、契約船舶が操縦されている間に生じた傷害
- ⑪ テロ行為による傷害(他の条項・特約条項を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎりませう。)

など

## 保険金額の決め方

搭乗者傷害危険担保特約条項では、まず1名あたりの保険金額を決めていただきます。(1,000万円が限度となります。)次に契約船舶の定員数や常時搭乗する人数等により1事故あたりの保険金額を決めていただきます。

(例) 1名あたりの保険金額100万円 1事故あたりの保険金額300万円(1名の3倍)

## 保険金額および保険料例

以下に記載のない保険金額を設定される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(保険期間1年・一括払の場合)

1名あたりの保険金額	1事故あたり	1名あたりの保険金額の									
		1倍	2倍	3倍	4倍	5倍	6倍	7倍	8倍	9倍	10倍
1,000万円		5,900円	10,000円	12,900円	14,900円	16,300円	17,300円	17,800円	18,300円	18,800円	19,300円
500万円		2,950円	5,000円	6,450円	7,450円	8,150円	8,650円	8,900円	9,150円	9,400円	9,650円
300万円		1,770円	3,000円	3,870円	4,470円	4,890円	5,190円	5,340円	5,490円	5,640円	5,790円
200万円		1,180円	2,000円	2,580円	2,980円	3,260円	3,460円	3,560円	3,660円	3,760円	3,860円
100万円		590円	1,000円	1,290円	1,490円	1,630円	1,730円	1,780円	1,830円	1,880円	1,930円
50万円		300円	500円	650円	750円	820円	870円	890円	920円	940円	970円

(注1)死亡および後遺障害のみの補償をご希望の場合は、上記保険料の約20%引になります。

(注2)営業用・業務用のものについては上記保険料の約3倍となります。

(詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)

# 補償内容 / ご注意点

## 搜索救助費用担保特約条項

搜索救助費用担保特約条項のみを単独でご契約することはできません。  
船体条項または賠償責任条項とセットでご契約ください。

### お支払いする保険金

契約船舶に搭乗している方が遭難(行方不明になった場合も含みます。)した際の搜索・救助あるいは移送等に要した費用をお支払いします。

搜索者等からの請求に基づいて支出した費用のうち損保ジャパンが必要かつ有益と認めた費用を搜索救助費用担保特約条項の保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

### 保険金のお支払いの対象とならない主な損害

- ① レース中に生じた遭難(公式・非公式を問わず、練習中を含みます。)
- ② 被保険者の故意または重大な過失によって生じたその被保険者にかかわる遭難
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によって生じたその被保険者にかかわる遭難
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたその被保険者にかかわる遭難
- ⑤ 被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦したことによって生じたその被保険者にかかわる遭難
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによって生じた遭難
- ⑦ 契約船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって、契約船舶が操縦された場合の遭難
- ⑧ テロ行為による遭難(他の条項・特約条項を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎります。)
- ⑨ サイバー攻撃等による遭難(ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害はお支払いの対象となります。)

など

### 保険金額および保険料例

次表の中からお選びください。

(保険期間1年・一括払の場合)

保険金額	保険料
50万円	1,430円
100万円	2,580円
200万円	4,010円

# 特にご注意いただきたいこと

## I

### 契約締結時における注意事項

#### ① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

#### ② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

#### ④ クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフは、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内にお申し込みいただく必要があります。クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)経由(8日以内の発信日有効)でご通知ください。ご通知いただく事項は重要事項等説明書をご参照ください。以下のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通販特約により申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

#### ⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

## II

### 契約締結後における注意事項

#### ① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

##### 通知事項

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| ・ 契約船舶の用途の変更        | ・ 保険証券記載の保管場所の変更             |
| ・ 保険証券記載の保管場所の構造の変更 | ・ その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実*の発生 |

\* 保険契約申込書および契約内容変更依頼書に★印のある項目に関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(2) 通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合、契約船舶の譲渡を予定されている場合は、あらかじめご連絡ください。また、保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったことを除きます。

#### ② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

## III

### 万一事故にあわれたら

#### ① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### ② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

#### 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口: 事故サポートセンター】

**0120-727-110**

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日: 午後5時～翌日午前9時

土日祝日: 24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

### ③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ④ 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

### ⑤ 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

## IV その他ご注意ください

### ① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### ② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

### ⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

### ⑥ 質権の設定について

賠償責任条項の保険金に質権を設定することはできません。

#### 商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>



#### 【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

**0120-888-089**

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

#### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

**0570-022808** 通話料 有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

★ご加入いただく保険契約には、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款および特約条項が適用されます。セットされる特約条項の内容については、「普通保険約款および特約条項」をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



## 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302  
TEL 047-380-8742  
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>